

論文

日本のタイド借款の有用性

— 官民一丸となった国際協力の実現のために —

丸山隼人*

はじめに：

2013年の日本の政府開発援助 (ODA) 実績は、支出総額ベースで約225億2,699万ドル (約2兆1,984億円) であり、経済協力開発機構 (OECD) の開発援助委員会 (DAC) 加盟国における順位は、米国に次ぐ第2位となっている [外務省 2015b: 26]。うち、有償資金協力の支出総額は約97億2,131万ドル (約9,487億円) に上り、ODA 実績全体の約43.2%を占め、総額ベースでは最大の援助スキームとなっている [外務省 2015b: 27]。有償資金協力の主要な部分を占めるプロジェクト型借款⁽¹⁾においては、プロジェクトの受注企業により設備・資機材・サービスの調達や土木工事等が実施されるが、その際の調達条件については、資機材および役務の調達先を日本に限るタイド、調達先を日本と援助受入国の2か国に限る二国間タイド、調達先を日本および開発途上国に限る部分アンタイド、世界のすべての国や地域からの調達を認める一般アンタイドの4つに分けられる [JBIC 2003: 178]。

従来タイド援助は、「ひも付き援助」として国内外からの批判⁽²⁾も多く [山下 2003: 45]、日本はこれまで円借款の一般アンタイド化に積

極的に取り組んできた [JBIC 2003: 179]。しかし、特に円借款プロジェクトを「現場」から見た場合に、アンタイドの調達条件のもとで供与された借款に問題や制約が散見される場合がある一方で、タイドベースで実施された借款については、タイド借款ならではの日本の強みや特長といったものが浮かび上がるのである。それにもかかわらず、タイド借款の有用性に関する研究は、これまでほとんど行われてきていない。

そこで本稿においては、主にこれまでの日本のタイド・アンタイド借款の変遷、並びにアンタイド援助推進にかかる論調を概観したうえで、タイド借款の有用性にかかる考察を行う。

1. タイド・アンタイド借款の変遷

本章では、1958年にタイドベースで開始された円借款が、1970年代から1990年代中盤までのアンタイド主流化の時代を経て、1990年代以降にタイド化への回帰を強めるに至るまでの流れを概観した後に、これまでのアンタイド援助推進にかかる論調について整理する。

(1) 戦後賠償からタイド借款へ

日本のODAの起源は1954年に始まった戦後

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程2年 (指導教員 山田 満)

賠償であり [渡辺・三浦 2003: 8], 戦後賠償が円借款の基礎を固めたとされる [竹原 2014: 47]。賠償によって供与されたのは、現金ではなく、工場プラント・船舶・農業機械・建設機械等の日本製重工業製品と据え付けや工事に日本人技術者がおもむくという役務であり [内海・村井 2006: 18], 供与先はビルマ (現ミャンマー)・フィリピン・インドネシア等アジアの途上国に限定された [金子 2006: 58]。賠償は、資金と技術力が不足するアジアの途上国の資本財輸入需要に応えるとともに、これらの製品を生産した日本の産業育成に寄与し、また建設業に海外進出のきっかけを与えるなど日本の輸出市場開拓に役立った [JBIC 2003: 7-8]。こうして賠償は、賠償受取国の経済開発進展を推進する [金 2002: 160] 目的の下、日本とアジアとの経済関係の土台を築く延長上で円借款が供与されることとなった [JBIC 2003: 9, 金子 2006: 58]。

円借款第1号案件は、1958年にインドに対して供与され、その後円借款は次第に賠償に取って代わっていった [金 2002: 162]。当時の日本のODA政策目標の一つには、輸出促進があったため、円借款はそのほとんどが日本からの資機材の調達を義務づけるタイト援助であった [渡辺・三浦 2003: 8]。つまり、タイト借款によって、日本からの輸出拡大、とくに機械・プラント類の輸出拡大が図られたのである [小浜 2013: 49]。当時は日本が小国の時代であり、また東西冷戦が緊迫した時期でもあり、日本が円借款を用いて輸出振興を進めることについて国際社会で問題視されることはなく [前田 2007b: 51], 日本国内においても「ひも付き援助」などを気にする雰囲気は存在しなかった

[小浜 2013: 42]。

(2) アンタイト借款の主流化

1970年代に入ると援助のアンタイト化に関する議論が進展した [JBIC 2003: 20]。1970年のOECD理事会において援助のアンタイト化が取りあげられ、続いて同年のDAC東京会議において「一般アンタイトの原則」が大多数の国に同意され、段階的に実施に移していくという具体的検討に入るようになった [JBIC 2003: 20]。1974年6月のDAC本会議では、「LDCアンタイト了解覚書」⁽³⁾が採択された [JBIC 2003: 20]。その後、1978年に成立した「OECDアレンジメント」⁽⁴⁾、1987年に合意された「ワレン・パッケージ」⁽⁵⁾などにおいて一層のアンタイト化が推進された [前田 2007a: 75]。

こうしたDACでのアンタイト化推進の流れを受け、日本政府は1972年5月に発表した第2次緊急総合対外経済対策において円借款のアンタイト化を進めるための制度改革を行うことを表明した [JBIC 2003: 25]。また、同年10月に発表された第3次緊急総合対外経済対策においてもアンタイト化の推進が盛り込まれ [JBIC 2003: 25], 1972年12月の東南アジア開発閣僚会議において日本はLDCアンタイト借款の実施を宣言した [JBIC 2003: 30]。そして、1987年5月の経済対策閣僚会議で決定された緊急経済対策において、開発途上国に対する資金還流を促進するため向う3年間に新たに200億ドル以上のアンタイト資金を国際機関への出資・拠出や日本輸出入銀行、海外経済協力基金(OECF)および民間資金の動員により還流させることが表明された [JBIC 2003: 48]。さらに1988年6月に発表されたODA第4次中期目標において、

質の改善の観点から円借款の一般アンタイド化を推進する旨が明記された [JBIC 2003: 49]。こうした取り組みの結果、1970年度には皆無であった円借款の一般アンタイド比率は1980年度には62.0%と飛躍的に拡大した [JBIC 2003: 177]。また、1980年代後半以降に日本の国際収支黒字を背景に一般アンタイド化が一層進められた結果、1996年度には円借款の一般アンタイド比率は100%を記録した [JBIC 2003: 177]。結果、日本のODAは「アンタイド率の高さ」、「ひも付き率の低さ」を特色とする「開かれたODA」と言われるに至った [西垣・下村 1993: 194]。他方、アンタイド化の推進に伴い、1989年度から1992年度までの日本企業の円借款プロジェクト受注率は、27%~38%の低位で推移することとなった [西垣・下村 1993: 195]。

(3) 再タイド化の萌芽

1990年代後半には、日本国内における長期不況の進展とともに経済摩擦が目立たなくなったこともあり、援助による経済的利益の確保がふたたび強く主張されるようになった [下村 2011: 74]。まず、1997年の特別環境案件金利の導入や人材育成支援借款、中小企業支援借款への特別金利の導入にともない、OECDのタイド性援助信用規制上、タイド性の円借款供与が可能となった [JBIC 2003: 179]。つまり、円借款を極めて譲許的な条件で供与することで、タイド援助を可能としたわけである [山下 2003: 45]。これを受けて、1997年度からは部分アンタイド・二国間タイドの円借款が復活し、1998年には調達条件が日本タイドとなるアジア諸国等の経済構造改革支援のための特別円借款が導入された [JBIC 2003: 179]。

特別円借款制度は、1998年11月の日本政府の緊急経済対策を受けて、経済危機の影響を受けているアジア諸国等のインフラ整備プロジェクトへの支援を行うとともに、不況に悩む日本企業に対して円借款プロジェクトの受注機会⁽⁶⁾拡大を図ることを目的として創設された [JBIC 2003: 80]。特別円借款制度の概要は、下記表1の通りである。

表1：特別円借款制度の概要

項目	概要
事業規模	1999年度から2002年6月末までの間で6,000億円を上限。
実施実績	借款契約締結に至った案件の総額は約3,760億円（2002年3月末時点）。
供与条件	金利1%。償還（据置）期間40（10）年。金利は、国際ルール上タイドが可能となる水準に自動的・機械的に決定するが、0.75%を下回らない。
融資比率	総事業費の85%相当額までが円借款の融資対象。
調達条件	OECDルール上、可能な範囲で原則として日本タイド。ただし、現地調達によるコスト削減の必要性等に配慮して、2次調達以降は一般アンタイド。
原産地ルール	円借款融資金額の50%未満については、日本以外の国を原産とする資機材・役務の調達を認める。
対象国	経済危機の影響を直接又は間接に受けたアジア諸国を中心とする途上国。
対象分野	物流の効率化、生産基盤強化、大規模災害対策。
その他	調達プロセスの公正性を確保するため、第三者機関などによる調達手続きに関する入札後の監査を導入。

(出所) 外務省 (2001) 及び外務省ウェブサイトより筆者作成。

次いで2002年には、途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するため、日本企業に受注を限定した「本邦技術活用条件 (STEP)」が導入された [外務省 2014b: 18]。STEPの概要は下記表2~表4の通りである。

表2：STEPの概要

項目	概要
事業規模	直近5年度については表3・表4の通り。
実施実績	同上。
供与条件	OECDルール上、タイドが可能となる条件とし、毎年1月15日に見直しを行う。2015年は、金利0.1%、償還（据置）期間40（10）年。
融資比率	総事業費の100%相当額までが円借款の融資対象。
調達条件	主契約は日本タイド、下請けは一般アンタイド。主契約については借入国との共同企業体（JV）を認めるが、本邦企業が当該JVのリーディング・パートナーとなることが条件。
原産地ルール	円借款融資対象となる本体契約総額の30%以上については、日本を原産とする資機材および本邦企業の提供する役務を調達することとする。
対象国	円借款の対象国であり、OECDルール上タイド借款が供与可能な国（LDC、HIPC、中進国は対象外）。
対象分野	橋梁・トンネル、幹線道路・ダム等12分野に該当し、かつ我が国事業者の有する技術・資機材がその実現に必要なかつ実質的に生かされる案件。なお、12分野以外の案件についても、我が国の優れた技術が必要かつ実質的に活かされるものと認められる案件については、ケース・バイ・ケースで検討。
その他	調達プロセスの公正性を確保するため、第三者機関などによる調達手続きに関する入札後の監査を導入。

（出所）JICA（2015）より筆者作成。

表3：STEPの規模・実績（承諾額ベース [億円]

年度	2010	2011	2012	2013	2014
円借款全体	5,389	9,490	12,229	9,857	10,139
うちSTEP	581	1,934	2,999	1,781	909
比率（%）	11	20	25	18	9

（出所）JICA（2015）より筆者作成。

表4：STEPの規模・実績（承諾件数ベース）

年度	2010	2011	2012	2013	2014
円借款全体	36	62	55	53	49
うちSTEP	3	11	9	8	5
比率（%）	8	18	16	15	10

（出所）JICA（2015）より筆者作成。

アンタイド化を推進しているDACによるSTEPに対する評価は、当然否定的である。例えばDACは、2010年の対日本DAC援助審査において、STEPがアンタイド借款よりも譲許的になっていることが援助受入国にSTEPを選ばせる動機となっているため、日本はアンタイド借款をSTEPと同程度に有利なものとするよう勧告している [OECD 2010: 75]。またDACは、2014年の対日本DAC開発協力相互レビューにおいても、日本のアンタイド化の取り組みの不十分さを指摘している [外務省 2014a]。つまり、日本によるタイド援助化に向けた取り組みは、DACと衝突している状態となっている [モーズリー 2014: 164]。

以上みてきたように、日本は1990年代後半から特別円借款及びSTEPの供与等を通じて、DACからは批判を受けつつも、再タイド化に向けての舵を切り始めた。とはいえ、上記表3及び表4が示す通り、2010年度から2014年度に供与されたSTEPの規模・実績は、金額ベースでは円借款全体の9～25%、案件数ベースでは全体の8～18%を占めるにすぎず、依然としてアンタイド借款が太宗を占めているのが実態である。また下記表5の通り、2010年度から2014年度にかけての調達先の国籍別比率についても日本はおよそ1～2割程度にとどまっており、

表5：調達先の国籍別比率（％）

年度	2010	2011	2012	2013	2014
日本	23.2	19.7	10.5	20.6	17.6
他先進国	7.7	17.3	19.0	13.2	11.4
開発途上国等	69.2	63.1	70.5	66.2	71.0

（出所）JICA（2015）より筆者作成。

日本企業による円借款プロジェクトへの参画はそれほど進んではない。

（4）アンタイド援助推進の動き

本章の最後に、そもそもなぜアンタイド援助がDACにおいて主流となっているのかを考察するため、DAC及び各論者によるアンタイド援助推進にかかる様々な論調を概観したうえで、これら論調の整理・体系化を試みる。

< DAC >

- ① 「タイド援助は援助国の企業への補助金を意味する」[OECD 2001: 2]
- ② 「タイド援助にすると多くのモノやサービスのコストは15～30%押し上げられる。さらに、タイド援助にすると援助受入国と援助国の双方で事務負担が増すほか、小規模の貧困層向けプログラムより、資本集約型の輸入や援助国の技術ノウハウを必要とするプロジェクトが選好されがちになり、援助受入国の実情に合わない財や技術、アドバイスを購入することになりかねない。要するに、タイド援助はコストのかかる援助国の雇用助成手段—市場開放へのOECDの全般的取り組みに反する保護主義の一形態—とも考えられるのである」[OECD 2001: 2]
- ③ 「援助のアンタイド化は、援助を受ける貧

困国側に選択権を取り戻させることで、援助の価値を高め、世界貿易の歪みを取り除くとともに、一部先進国の重商主義的姿勢によって傷つけられている援助の尊厳を高めることにつながる」[OECD 2001: 2]

- ④ 「援助のアンタイド化は、一般的に取引コストを減少させ、当該国のオーナーシップとアラインメントを改善させることによって援助効果を向上させる」[OECD 2005: 7]
- ⑤ 「アンタイド援助を通じて援助効果を促進したいという途上国の意向への対応の必要性」[OECD 2014: 2]

< 論者 >

- ⑥ 「途上国側には、「良いものを、安い価格で、自由に購入したい」という希望が強い」[西垣・下村 1993: 96]
- ⑦ 「ODAが他の国々に対してより開かれた「オープンなODA」だということを意味しており、この点でわが国のパフォーマンスは高く評価できると思う。（中略）ODAの下での材やサービスの調達にアンタイド条件になっていても、国際入札の結果ほとんどを日本企業が受注してしまえば「開かれたODA」の実質を伴っていないという批判が出るかもしれない」[西垣・下村 1993: 194]
- ⑧ 「日本の技術の押し付けであり、日本企業がもうけているだけ」[谷本 2013: 154]
- ⑨ 「21世紀の日本が、ひも付き援助によって日本の輸出を増やすために援助が使われるべきだとは思わない」[小浜 2013: 8]
- ⑩ 「アンタイド援助を通じて、現地企業の受

注機会が増加することによって、現地企業の能力向上と技能移転に寄与する」[Clay and others 2009: ix]

<整理・体系化>

タイド・アンタイト援助に主眼を置いた既存研究が限られていることもあり、明確な根拠・基準のもと上記論調を整理・体系化することは困難ではあるが、本稿では主に以下5つの観点からアンタイト推進が論じられているものとして整理した。

- ▶ 援助の質（上記②③④⑤⑩が該当）
- ▶ 経済性・競争性（上記②④⑥⑦が該当）
- ▶ 援助受入国の意向（上記②③④⑤⑥⑧⑨が該当）
- ▶ 利益の方向性（上記①②③⑦⑧⑨⑩が該当）
- ▶ 貿易歪曲性・補助金（上記①②③が該当）

2. タイド借款の有用性

本章では、前述の5つの観点に、「援助環境の変化」を加えた6つの観点から、主に日本のタイド借款の有用性及びタイド借款を推進すべき理由について、日本企業の機能・特長にも言及しつつ考察する。

(1) 援助の質

ODAの質に関する考察は、タイドであればその質が低いとされる[国際開発委員会 1969: 60, 金 2002: 20]一方で、タイド比率のみをもって開発プロジェクトの質や成果を論じるのには限界があるとの論調も見られ[谷本 2013: 163, 小浜 2013: 55], 一様ではない。それでは、他にどのような視点から援助の質を考察すべき

であろうか。

まず、多くの論者がいうように、プロジェクトが援助受入国の経済成長にどれだけ寄与する可能性が高いのかという点に着目すべきであろう。この点については、日本の援助・投資・貿易がセットとなった「三位一体型」の国際協力がアジアの発展に貢献し、その中で円借款が大きな役割を果たしてきたことは、程度の差こそあれ多くが認めるところとなっている[西垣・下村 1993, 渡辺・三浦 2003, JBIC 2003, 金子 2006, トラン 2010, 小浜 2013, 朽木・他 2015]。2015年に日本政府が策定した「開発協力大綱」においても、「三位一体型」の国際協力に基づく日本の援助のアジアでの貢献が下記の通り総括されている。

「アジアにおいては、開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、また、開発協力が触媒的役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、それが当該国の成長と貧困削減につながっている。この過程を通じて、アジアが我が国民間企業の重要な市場、投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となった」[外務省 2015a: 10]

また、日本の開発援助の増加に伴って日本からの直接投資が増加するという「先兵効果」が確認されている[木村・戸堂 2007: 4] ことも鑑みると、日本企業の受注が前提となるタイド借款においては、この「先兵効果」発現の確実性が高まることによって、「三位一体型」の国際協力がより一層機能する可能性が高いといえよう。

次に、2015年に日本政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」でも言及されている通り [外務省・他 2015]、プロジェクトの遂行を通じて援助受入国における技術移転や人材育成、安全性といった面にどれだけ貢献し得るのかという点も、援助の質を考えるうえで極めて重要であろう。この点においてまず、中国社会科学院日本研究所の金熙徳教授（当時）は「円借款を運用して先進設備と技術を導入することは、建設プロジェクトの進捗と質を確保するだけでなく、中国の技術水準を向上させ、人材を育成する効果を取めた」[金 2002: 259] と対中国円借款を総括している。また、Tran and Koseki は、円借款で実施されたベトナムの国道建設プロジェクトにおいて、①プロジェクトを受注した日本のコンサルタント会社から現地コンサルタント会社、②日本の請負業者から現地の請負業者、③日本の請負業者から現地の下請業者へ技術と知識の移転がそれぞれ発現したことを明らかにしている [Tran and Koseki 2008: 20]。加えて、日本企業はリーダー格の人間までもが現場に入って泥まみれになりながら指導することが珍しくなく、そんな現場型ともいえる日本の援助方式に援助受入国の人々は親しみを感じており [荒木 2011: 3]、タイやインドネシア等のASEAN先発国においても円借款の供与に付随した日本の技術の流入に寄せる期待は依然として高い状況にあるとされる [黒崎・大塚 2015: 5]。さらには、現場主義で従業員が主体となるボトムアップ的な日本流の *Kaizen* は、分権的な全員参加型のアプローチという特長も有している [園部 2015: 189, 191]。従って、円借款プロジェクトを日本企業が受注することによって、日本企業の強みである現場レベルで

の技術力向上や作業員に寄り添った指導・育成等の効果発現が期待され [山田 2015: 25]、貧困層が多くを占める建設現場作業員の能力強化にも大きく寄与すると考えられる。他方、安全性に関しては、円借款プロジェクトを受注した日本のゼネコンが現場の安全を重視し、無事故で難工事を達成するとともに、その考え方が当該ゼネコンのJVである現地企業にも移転した事例 [外務省 2014b: 113] などが報告されているが、こうした安全に配慮した工事は建設現場作業員が命を落とすリスクを軽減しており、援助の質を高めている。

では、こうした経済成長・技術移転・人材育成・安全性向上へ寄与する可能性の高いプロジェクトを実現するうえでの鍵は何であろうか。円借款プロジェクトでは、援助受入国実施機関⁽⁷⁾及び国際協力機構 (JICA)⁽⁸⁾がプロジェクトの発掘・形成を担いつつも、日本の商社とコンサルタント会社がこの過程において重要な役割を演じてきたとされる [鷺見 1989: 41, 古森 2002: 213, 渡辺・三浦 2003: 109, 内海・村井 2006: 29]。この点については、商業的利益ばかりが誘導されることが多く [古森 2002: 213]、現地住民にとっては優良でない [鷺見 1989: 41] といった批判が存在するが、そもそも援助受入国のニーズを無視した特定企業の利益のみを反映したプロジェクトは援助受入国からは要請されず、またプロジェクト形成の過程で却下されることになるであろうし、さらには援助受入国側の制約等も鑑みた場合、こうした批判は適切であるとはいえない [渡辺・三浦 2003: 109, 小浜 2013: 197-198]。そもそも円借款においては、援助受入国やJICAではなく、プロジェクトを受注した民間企業がインフラ整

備及び技術移転などを現場で実際に行うことになるわけであるから、むしろ出来るだけ早い段階から企業が本格的にプロジェクトに関与することによって、当該プロジェクトの質や熟度を高めることに資すると考えるべきである⁽⁹⁾。他方こうした民間企業は、事前に費やした発掘・形成関連への投資費用を、プロジェクトを受注することによって回収しなければならない〔小浜 2013: 198〕。だが後述するように、過度な価格競争リスクや失注リスクが相対的に高まるアンタイド借款では、日本企業による質の高いプロジェクト発掘・形成への投資意欲を減じてしまい、さらには日本企業の円借款離れをも加速させてしまっている〔日本貿易会 2001〕。従って、優良な日本企業が円借款プロジェクトの発掘・形成段階から真剣に参画するよう促し、民間のノウハウや活力を活かした質の高いプロジェクトを発掘・形成・実施し、一企業の利益に留まらず、広く日本の強みをプロジェクトに結集・反映させるうえでも、タイド借款化は必要不可欠なのである。

(2) 経済性・競争性

円借款プロジェクトにおいては、タイド・アンタイドに関わらず、原則として競争入札が行われ、またJICAが調達の手続きにおいて調達手続きの確認を行うことにより経済性・効率性等の確保の原則に従った調達が実施されるよう図られている〔JBIC 2003: 169〕。従って、タイド借款ゆえ援助受入国が高い買い物をさせられるという批判は、必ずしも適切とはいえない。そもそも戦後賠償ですら、日本企業の間には熾烈な取引獲得競争が生じていたとされることから〔水野 2015: 129〕、一定の競争性が存在してい

たといえる。

とはいえ、タイド・アンタイド援助の一般的な見方としては、アンタイド援助推進論でみられるような「世界各国の企業に門戸を開くアンタイド援助の方が、日本企業のみに応札が限定されるタイド援助よりも競争性が高まり、援助受入国は高い買い物をせずとも済むのではないか」といったものであろうが、援助の世界の各国企業間の競争の現実はこうした単純な構図であるとは言い切れない。各国の企業が激しく競い合うアンタイド援助の競争入札の現場においては、応札企業が所属する国の政府などによる入札・評価プロセスへの激しい介入を招く泥仕合となることも多く、当該プロジェクトの実施機関やJICAは関係者への説明対応に追われるなど管理コストが上昇する傾向がある⁽¹⁰⁾。また、競争激化に伴い応札企業側の営業コストをも増加させてしまいがちである⁽¹¹⁾。そして、こうした泥仕合に引きずられて調達が遅延することにより、サービスデリバリー・収益発生の後ろ倒しやプロジェクト予算超過といった事態を招いてしまうことも多い⁽¹²⁾。他にも、調達時の価格競争の弊害を指摘する報告は多い⁽¹³⁾。

また、入札時の価格評価が、基本的に工事・建設等の初期コストをベースとして行われている点も問題であろう。いくら応札価格が安くても、プロジェクトで建設された施設が頻繁に故障し作業・運転効率が悪ければ、決して安い買い物とはいえない。実際、世界銀行やJICAもこの点への認識を強めつつある。例えば、世界銀行は従来初期コストをベースに最低評価価格入札者を選定するという調達を実施しているが、運転コスト・研修コスト・サービス維持管理コスト・納期・品質保証・燃費効率・解体処

分コスト等といった観点も評価価格に加味・反映させる評価手法を確立することを試みている〔世界銀行 2014a, 2014b〕。つまり、「価格の安さよりも価値の高さを評価」〔広瀬 2008: 88〕しようとしているのである。こうした観点から考えると、後述するように、相対的に故障の発生が少なく耐久性が高く、援助受入国実施機関にとって維持管理が容易とされている日本のインフラは、長い目で見れば必ずしも高い買い物であるとはいえないのではないだろうか。

(3) 援助受入国の意向

援助受入国内においては、受益者・借入人・実施機関・具体的実施部門・中央政府・セクター管轄省庁・各レベル地方政府といった数多くのステークホルダーが存在し、多種多様な利害構造が存在しうる〔宮崎 2010: 31〕。かかる状況下では、各ステークホルダーの円借款プロジェクトへの知識・経験・利害・意向等は当然異なることが予見される。例えば、援助受入国政府は経済成長・外交上の観点から対外援助資金によるインフラプロジェクトを選好する一方、そもそもプロジェクトサイトの移転対象住民はプロジェクトそのものを望まないのかもしれない。従って、援助受入国の意向を単純に「アンタイドを欲している」と一括りにするのは相当無理があるといえよう。

また、援助受入国政府内部に限定してみても、その意向は一様ではない。例えば、バングラデシュ・フィリピン・ミャンマーでは、援助受入国実施機関は故障しにくく維持管理も相対的に容易な日本の施設・機材の調達を志向する一方、借入人たる援助受入国財務省は予算の制約などから初期コストが安い施設・機材を選好

するケースが多い⁽¹⁴⁾。

こうした中、円借款プロジェクトにおける「援助受入国の意向」をどう捉えるべきであろうか。まず、援助受入国において円借款プロジェクトの実施と施設完成後の運営維持管理を日々現場で担うのは、基本的には実施機関であり、そのエンジニア・スタッフである。そのため、円借款プロジェクトの実施中に何らかの要協議事項が生じた場合、一切の交渉は実施機関と行うことになる〔宮崎 2010: 56〕。また、円借款プロジェクトを成功に導くためには、日本側が実施機関と信頼関係を構築し、日々共同作業を行うことが重要である点も指摘されている〔三輪・他 2008: 37〕。従って、「援助受入国の意向」とは、「実施機関の意向」と捉えることが最も道理にかなうといえるのではないだろうか。日本は、援助受入国側の各ステークホルダーとも協議しつつ、この「実施機関の意向」を出来る限り反映させた円借款プロジェクトの形成と実施に注力するべきなのである。

(4) 利益の方向性

タイド借款は、アンタイド援助推進論がいうような日本企業の利益のみを追求するツールなのであろうか。この点については、前述の通り円借款プロジェクトにおいては特定企業の利益のみを追求したプロジェクトは基本的に形成段階ではねられ、また総合商社の売上高に占めるODAビジネスの割合が非常に低いことなども鑑みると、利益を求めて群がる日本企業のために円借款が存在しているかのような見方には相当な無理がある〔渡辺・三浦 2003: 109〕。

また日本は、低所得国に対して譲許性のある貸付条件で融資を行う国際開発協会（世界

銀行グループ)やアジア開発基金(アジア開発銀行グループ)に対する出資比率が長年上位であり、無償支援を行う国際機関にも多額の出資・資金拠出を行っており[西垣・下村 1993: 104]、円借款のタイド化のみを取り上げて日本のODAは国益偏重と非難されるいわれはない。加えて日本は、技術協力や無償資金協力プロジェクトを通じて収益性の低い基礎生活分野への支援を行う[渡辺・三浦 2003: 14]。一方、円借款自体も国際復興開発銀行(世界銀行グループ)やアジア開発銀行と比べると譲許性の高い条件で融資を行っている[西垣・下村 1993: 104]。ことなどを鑑みると、円借款プロジェクトから日本企業のみが利益を受けているといった見方はあまりにバランスを欠いている。

そもそも、自国企業に配慮した援助は、他国においても多くみられることに留意する必要がある。例えばアメリカは、民主主義などの自国の伝統的価値観や実利的な経済利害に基づく援助を実施しているが[西垣・下村 1993: 122, 古森 2002: 74, 小浜 2013: 231]、後者の一例としては、他国のタイド援助によってアメリカ企業が途上国市場から駆逐されていると見做すセクターへのタイド援助を実質的に禁止する効果を有する「商業成立性原則」をOECD DACにおいて提唱・導入したことが挙げられよう[前田 2007b: 145]。また、フランスも輸出振興の意図が明確なODAと輸出信用の組み合わせによる混合借款を供与している[西垣・下村 1993: 124, 経済産業省 2015: 19]。さらには、自国の援助によって自国の輸出が増えてなぜ悪いといいきるDACメンバー国の人も存在するという[小浜 2013: 32]。つまり、「実際には

多くのDACドナーもODAとその他の公的フロー、投資、ビジネス利益を完全には分離していない」[モーズリー 2014: 172]のである。昨今ではこうした先進諸国による援助に加えて、中国主導で設立されたアジアインフラ投資銀行(AIIB)をはじめとする新興ドナーによる援助も活発なものとなりつつあるが、こうした新興ドナーの多くは調達条件をタイドとすることなどを通じて援助を自国の利益に強く結び付けようとしている[モーズリー 2014: 12, 経済産業省 2015: 70]。かかる状況下、円借款を通じて自国や日本企業の利益を追求すべきではないという主張そのものが、もはや時代錯誤になったともいえるのではないだろうか。

(5) 貿易歪曲性・補助金

本観点については、紙面の制約上深く立ち入らないが、援助の世界に限らず世界貿易機関交渉の場等において先進国と途上国間・先進国間・途上国間で喧々諤々の議論が長年行われていること等を鑑みると、タイド援助を明確に否定し得る根拠とはなり難いといえよう。

(6) 援助環境の変化

日本やアジアを取り巻く援助環境が大きく変化をしている[朽木・他 2015: 275]。日本においては、巨額の国債残高、超高齢社会の到来、人口減少、所得格差拡大等の課題が山積みであり、ODAへの国内の風当たりはバブル崩壊以降強まっている[渡辺・三浦 2003: 5]。他方、円借款の供与額が最大の地域であるアジアにおいては、引き続き力強い経済成長が見込まれ、経済成長に伴う域内インフラ整備のためには2010年から2020年の間に約8兆ドルが必

要とされている [ADB and ADB Institute 2009: 4]。日本がこうした膨大なアジアのインフラ市場に積極的に参入し、成長著しいアジア新興国の経済成長を取り込むことは、日本経済の今後の成長にとっても重要となっているが [外務省 2014b: 156]、アジアにおいてはAIIBをはじめとする新興ドナーの台頭や民間資金によるインフラ整備の高まりなどによって日本の存在感が薄れつつある [朽木・他 2015: 275]。にもかかわらず、日本の国際協力が、こうした環境の変化に十分対応できているとは言い難い [朽木・他 2015: 275]。

例えば黒崎 [2015: 62] は、インドデリーメトロプロジェクトについて、日本が本プロジェクトに円借款を通じて多額の融資を行い運営面においても支援を行ったのにも関わらず、アンタイド入札により地下鉄車両調達を受注したのが韓国企業であり、初期車両が韓国製でその後の車両も韓国とのライセンス契約に基づいて現地製造された結果、様々な階層のインド人が「デリーメトロは韓国がもたらした素晴らしい発展」といった評価をしている事例を報告している。本プロジェクトへの参画を通じて醸成されることとなったインド人による韓国企業に対する高い評価と信頼は、鉄道分野に限らず、自動車や消費財等様々な分野に波及する可能性も否定できないだろう。日本国内の市場縮小に伴い海外展開に打って出ようとする日本企業がセクターを問わず増えつつあり、且つ日本政府としてもこうした企業の海外展開支援を強化しつつある現況⁽¹⁵⁾も鑑みると、「顔の見える援助」の価値と可能性について再考すべきであろう。つまり、プロジェクトの実施を通じた日本への裨益効果⁽¹⁶⁾をも念頭に入れつつ、円借款

供与を検討・実施する時代に今まさに突入したのである。

3. 結論・課題

以上見てきたように、日本のタイド借款は日本企業の利益増大やインフラ輸出促進のみに主眼を置く消極的なものではなく、東アジアの発展にも寄与した実績を有する援助受入国と日本双方がwin-winとなり得る日本が積極的に推進すべき援助手法なのである。DACにおいて強力にアンタイド化を推進してきたヨーロッパ諸国が、タイド主体の援助を推進してきた中国が提唱したAIIBにいち早く参画した今、日本もいつまでも正直にDACによるアンタイド規制を守る必要はないのである [荒木 2015a: 9]。DACに対しては、「円借款は原則タイドとする」旨を堂々と宣言・説明し、プロジェクトの現場からかけ離れたDACでの長期にわたるアンタイド援助推進論に終止符を打つべく官民一丸となって取り組む必要がある。他方、援助受入国に対しては、「三位一体型」の国際協力、人材育成・技術移転・安全性向上といった質の面におけるタイド借款の実績と優位性を十分説明し、特に実施機関に理解を深めてもらったうえで借款供与を行うことが重要となろう。また、日本国内のタイド援助に対する現在のイメージは、誰もが異を唱えずタイド援助を実施していた1960年代とは異なり、「タイド援助＝ひも付き援助＝悪い援助」といったものに成り下がってしまっているように見受けられる。従って、日本国内におけるタイド援助への理解促進と支持拡大も今後重要となろう⁽¹⁷⁾。

併せて、タイド借款にかかる課題が存在することも認識する必要がある。一つ目の課題

は、円借款プロジェクトに参画する日本企業と人材が限定されるケースが見られる点である。タイド借款が援助受入国から高い評価と信頼を得るためには、円借款プロジェクトに従事し得る日本企業・人材の厚みを増すための取り組み⁽¹⁸⁾や経済性をより一層担保し得る仕組み、維持管理段階における協力⁽¹⁹⁾の検討・実施などが必要になるのかもしれない。もう一方の課題は、STEPの活用が思うように進んでいない点である〔荒木 2015b: 26〕。この点については、一つ目の課題とも関係している部分があるように思えるが、活用が進まない理由と改善すべき点を援助受入国や日本企業等から広く深く聞き取り、対策を検討・実施することが急務であろう。ただ、前述の通り円借款を取り巻く国内外の環境が大きく変化していることなどを鑑みると、場合によっては日本のODAや有償資金協力自体の在り方を抜本的に見直す必要性やODAの枠を超えた検討・取り組みが必要になるのかもしれない。以上の点については、今後の研究課題としたい。

〔投稿受理日2016.12.10／掲載決定日2016.12.22〕

注

- (1) 本稿において使用する「円借款」は、基本的にはプロジェクト型借款を指す。
- (2) 国内では「特定企業支援」、国外からは「日本企業誘導・保護」、など。
- (3) 調達先として開発途上国を含めるもの〔JBIC 2003: 20〕。
- (4) 基本的には輸出信用を対象とするものである一方、タイド援助は輸出ファイナンスと同等の効果を持つことから、対象に含まれることとなった〔前田 2007a: 75〕。本アレンジメント成立時点では、開発援助に関する規制は通報義務のみであり、タイド援助供与を禁止する規制は存在しなかったが、1982年に供与禁止規定が導入された〔前田 2007a: 75〕。
- (5) 本合意は、割引率をグラント・エレメント方式

で用いていた一律10%から通貨別割引率へと変更するもので、当時の日本のような低金利国にとっては致命的な規制であり、実際にその後日本はタイド借款を激減させることとなった〔前田 2007a: 75〕。

- (6) 例えば、2000年度の円借款プロジェクトにおける日本企業の受注率をみると、タイド案件以外で日本企業が受注したプロジェクトは皆無に近かった〔山下 2003: 45〕。
- (7) 実施機関は、プロジェクトの対象セクターの管掌省庁か地方政府等であるケースが多く、援助受入国内部でプロジェクト実施権限の委譲を受けている〔宮崎 2010: 159〕。例えば、上水道施設建設プロジェクトであれば、水道公社が実施機関となるのが一般的である。
- (8) 1999年9月までは海外経済協力基金（OEFCF）2008年9月までは国際協力銀行（JBIC）。
- (9) 例えば、ミャンマーのティラワ経済特別区開発では、日本の総合商社が工業団地の開発・運営を行う一方、円借款で道路・電力・港湾・通信等の周辺インフラを整備することとなっているが、周辺インフラ整備の計画段階において総合商社の関与の度合いが高ければ高いほど、ユーザーのニーズをより反映した円借款プロジェクトが形成・実施される可能性が高まるといえるのではないだろうか。
- (10) バングラデシュの複数の円借款プロジェクト実施機関責任者、及び円借款プロジェクトの調達業務経験を有する複数のJICA関係者からのインタビュー結果に基づく。
- (11) 円借款プロジェクトへの応札経験を有する日本企業の複数の役員・社員からのインタビュー結果に基づく。
- (12) 円借款プロジェクトの調達業務経験を有する複数のJICA関係者からのインタビュー結果に基づく。
- (13) ①円借款プロジェクトの入札を価格重視で行ったがために工事が中断〔国土交通省 2002: 18〕、②袖の下に相対的に寛容な国の企業を含む競争においては近年コンプライアンスや透明性への意識が高まっている日本企業にとっては相対的に不利〔入山 2015〕、③受注者が顧客を無視した利益優先の好ましくない方向に流れるうえ関係者間で敵対関係を生みやすく品質欠陥を生じるリスクが上昇

- [広瀬 2008:234], など。
- (14) 各国の複数の円借款プロジェクト実施機関責任者からのインタビュー結果に基づく。
- (15) 2015年に策定された開発協力大綱において、「官民連携の推進に当たっては、我が国の開発協力が、民間部門が自らの優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める」[外務省 2015a: 10] こととされており、「官民連携」を単なる枕詞ではなく、連携の成果として結実させるための具体的なアクションが今求められているといえよう。
- (16) 日本への裨益効果については、例えば2013年度版ODA白書において「国際港湾整備事業に対する約1,400億円のSTEPによる円借款支援により、国内の需要創出効果は約1,876億円、国内の雇用創出効果は約12,000人が期待できます。途上国の経済成長を支えるだけでなく、その成長を日本企業の受注を通じて日本経済の活性化につなげていくことができるのです」[外務省 2014b: 19] と紹介されている。
- (17) 例えば「日本国民の税金で実施する円借款で、日本企業の利益を追求することに引け目を感じていた過去の時代を繰り返すことはない。日本の財政事情を考慮すると、国益と日本企業の利益に資する援助をしないか、今後日本は枯れて行く。そうならないように、援助受入国の了解の下、タイド借款を供与し、双方の国が繁栄すべきだ」といったメッセージを打ち出す必要性は非常に高い。
- (18) 日本企業の参画可能性が低い現行のアンタイト借款中心の状態では、日本企業が自社人材を国内事業から円借款プロジェクトに割り当てる、または一から円借款プロジェクトの専門家を育てようとする強い誘因は生まれにくいと考えられる。従って、「円借款に参画可能な日本企業が限られており、タイド借款では競争性が生じない可能性も高いので、タイド借款に踏み切るべきではない」と躊躇するのではなく、まず「円借款は原則タイド」を明確に打ち出すことによって日本企業の円借款参画への動機づけを高め、円借款に参画可能な日本のプレイヤーを増加させるという中長期的な視点が重要となろう。
- (19) 故障しにくく維持管理も相対的に容易な日本の

施設・機材の調達を実施機関が志向し、また日本による責任あるアフターケアが「三位一体型」の国際協力に付随した重要な点であったことを鑑みると、施設完成後の良好な運転や維持管理コストの軽減といったライフサイクルコストの概念で理解を浸透させることで、援助受入国がタイド借款を受け入れやすくなる土壌が醸成されていくのではないだろうか。

参考文献

- 荒木光弥, 2011, 「欧米に骨抜きにされた日本の援助哲学—「自らを助け、共に汗をかく」ことが理解されない—」, 日経ビジネスオンライン。
<http://business.nikkeibp.co.jp/article/world/20110616/220831/?P=3> (2016年2月26日閲覧)。
- 荒木光弥, 2015a, 「アジアインフラ投資銀行と援助思想—漂流する民主主義—」, 『国際開発ジャーナル』, 2015年5月号, 8-9頁。
- 荒木光弥, 2015b, 「提言—インフラ輸出力を高める「戦略的研修事業」のすすめ—」, 『国際開発ジャーナル』, 2015年7月号, 26-27頁。
- 入山章栄, 2015, 「健全な日本企業は「袖の下」競争で負けていく—新興国における「非市場戦略」の重要性—」, 日経ビジネスオンライン。
<http://business.nikkeibp.co.jp/atcl/opinion/15/238970/112500004/> (2016年2月26日閲覧)。
- 内海愛子, 村井吉敬, 2006, 「戦後賠償からODA大国へ」, 村井吉敬編, 『徹底検証ニッポンのODA』, コモンズ, 11-52頁。
- 経済協力開発機構 (OECD), 2001, 「後発開発途上国向け援助のアンタイト化」, 『OECD政策フォーカス』, No. 31。
- 経済協力開発機構 (OECD), JBIC 訳, 2005, 「援助効果にかかるバリ宣言」, OECD。
- 経済協力開発機構 (OECD), 外務省 訳, 2010, 「開発援助委員会 (DAC) 援助審査—日本—」, OECD。
- 外務省, 2001, 「フィリピンに対する特別円借款の供与について—フィリピン経済の活性化支援のために—」, 外務省。
- 外務省, 2014a, 「2013-14年 OECD・DAC による我が国の開発協力相互レビュー提言仮訳」, 外務省。
- 外務省, 2014b, 「2013年版政府開発援助 (ODA) 白書」, 外務省。

- 外務省, 2015a, 「開発協力大綱」, 外務省。
- 外務省, 2015b, 「2014年版政府開発援助 (ODA) 白書」, 外務省。
- 外務省, 財務省, 経済産業省, 国土交通省, 2015, 「質の高いインフラパートナーシップ—アジアの未来へ投資—」, 外務省。
- 外務省, 「アジア通貨危機支援の全体像」, 外務省。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/asia_tuka/th99_01_0204.html (2016年2月26日閲覧)。
- 外務省, 「国際協力銀行 (JBIC) が実施する円借款の概要と実績」, 外務省。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/01_hakusho/ODA2001/html/siryou/sr30200.htm (2016年2月26日閲覧)。
- 外務省, 「(別添) 本邦技術活用条件について」, 外務省。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/g_katsuyo_jb.html (2016年2月26日閲覧)。
- 金子文夫, 2006, 「ODAによる経済利益の確保」, 村井吉敬編, 『徹底検証ニッポンのODA』, コモンズ, 53-86。
- 木村秀美, 戸堂康之, 2007, 「開発援助は直接投資の先兵か?—重力モデルによる推計—」, 『RIETI Discussion Paper』, Series 07-J-003。
- 金熙徳, 鈴木英司訳, 2002, 『徹底検証! 日本型ODA—非軍事外交の試み—』, 三和書籍。
- 朽木昭文, 馬田啓一, 石川幸一, 2015, 「アジアの開発と地域統合—新たな国際協力を求めて—」, 朽木昭文, 馬田啓一, 石川幸一編, 『アジアの開発と地域統合—新しい国際協力を求めて—』, 日本評論社, 275-289頁。
- 黒崎卓, 2015, 「インドでのインフラ支援—デリーの地下鉄建設—」, 黒崎卓・大塚啓二郎編, 『これからの日本の国際協力—ビッグ・ドナーからスマート・ドナーへ—』, 日本評論社, 61-64頁。
- 黒崎卓, 大塚啓二郎, 2015, 「なぜ今, 日本の国際協力を考え直すのか」, 黒崎卓・大塚啓二郎編, 『これからの日本の国際協力—ビッグ・ドナーからスマート・ドナーへ—』, 日本評論社, 1-14頁。
- 経済産業省, 2015, 「平成26年度海外開発計画調査等事業 (進出拠点整備・海外インフラ市場獲得事業 (各国援助機関のODA借款制度とPPP事業形成に係る基礎調査)) 報告書」, 経済産業省。
- 国際開発委員会, 大来佐武郎監訳, 1969, 『開発と援助の構想—ピアソン委員会報告—』, 日本経済新聞社。
- 国際協力機構 (JICA), 2015, 「JICA年次報告書2015別冊」, JICA。
- 国際協力銀行 (JBIC), 2003, 「海外経済協力基金史」, JICA。
- 国土交通省, 2002, 「[海外建設市場環境整備調査報告書] 概要」, 国土交通省。
- 小浜裕久, 2013, 『ODAの経済学 (第三版)』, 日本評論社。
- 古森義久, 2002, 『「ODA」再考』, PHP新書。
- 下村恭民, 2011, 『開発援助政策 (国際公共政策叢書)』, 日本経済評論社。
- 世界銀行, 2014a, 「世界銀行調達政策見直しコンサルテーションの主な論点」, 2014年10月29日席上配布資料。
<http://www.worldbank.org/content/dam/Worldbank/Feature%20Story/japan/pdf/event/2014/PhaseII-New-Procurement-Framework-102914.pdf>
- 世界銀行, 2014b, 「調達政策見直しコンサルテーション会合」, 2014年11月7日席上配布資料。
http://www.worldbank.org/content/dam/Worldbank/Feature%20Story/japan/pdf/event/2014/110714_presentation.pdf
- 園部哲史, 2015, 「産業発展—日本の顔が見える戦略的支援—」, 黒崎卓・大塚啓二郎編, 『これからの日本の国際協力—ビッグ・ドナーからスマート・ドナーへ—』, 日本評論社, 187-206頁。
- 竹原憲雄, 2014, 『日本型ODAと財政—構造と軌跡』, ミネルヴァ書房。
- 谷本寿男, 2013, 「ODA再論幾つかの錯誤—その三—」, 『恵泉女学園大学紀要』, 第25号, 153-175頁。
- トラン・ヴァン・トゥ, 2010, 『ベトナム経済発展論—中所得国の罫と新たなドイモイ—』, 勁草書房。
- 西垣昭, 下村恭民, 1993, 『開発援助の経済学—「共生の世界」と日本のODA—』, 有斐閣。
- 日本貿易会, 2001, 「円借款制度の恒久化についての提言」, 日本貿易会。
http://www.jftc.or.jp/proposals/2001/2001_05_30.html (2016年2月26日閲覧)。
- 広瀬宗一, 2008, 『国家戦略としての公共調達論—グローバル化時代のインフラ整備を考える—』, 日刊

- 建設工業新聞社。
- 前田充浩, 2007a, 「開発援助規制の国際レジームに関する世界システム論分析」, 『情報社会学会誌』, Vol. 2 No. 2, 70-85頁。
- 前田充浩, 2007b, 『国益奪還』, アスキー新書。
- 水野広祐, 2015, 「インドネシア—経済発展における対外債務と日本のODA—」, 黒崎卓・大塚啓二郎編, 『これからの日本の国際協力—ビッグ・ドナーからスマート・ドナーへ—』, 日本評論社, 125-152頁。
- 宮崎卓, 2010, 『国際経済協力の制度分析—開発援助とインセンティブ設計 (京都大学経済学叢書)—』, 有斐閣。
- 三輪修己, 古関陽子, 笠原龍二, 2008, 「特集: アジアとアフリカへのインフラ支援から見えるもの—制度変化と援助の効果: アジアとアフリカのインフラ事業の比較研究—」, 『開発金融研究所報』, 第37号, 25-47頁。
- モーブリー・エマ, 佐藤真理子訳, 加藤佳代訳, 2014, 『国際開発援助の変貌と新興国の台頭—被援助国から援助国への転換—』, 明石書店。
- 山下道子, 2003, 「ESRI調査研究レポート No.3—日本のODA政策の現状と課題—」, 内閣府経済社会総合研究所 (ESRI)。
- 山田光男, 「現場の声を傾聴する姿勢を」, 『国際開発ジャーナル』, 2015年7月号, 25頁。
- 鷺見一夫, 1989, 『ODA援助の現実』, 岩波新書。
- 渡辺利夫, 三浦有史, 2003, 『ODA (政府開発援助)—日本に何ができるか—』, 中公新書。
- ADB and ADB Institute. 2009. "Infrastructure for a Seamless Asia." Asian Development Bank.
- Clay, E. J., Geddes, M., and Natali, L. 2009. "Untying aid: Is it working? Thematic Study The Developmental Effectiveness of Untied Aid: Evaluation of the Implementation of the Paris Declaration and of the 2001 DAC Recommendation on Untying ODA to the LDCs." Danish Institute for International Studies.
- OECD. 2014. "Revised DAC Recommendation on Untying Official Development Assistance to the Least Developed Countries and Heavily Indebted Poor Countries." OECD Organisation for Economic Cooperation and Development.
- Tran, V. T., and Koseki, Y. 2008. "Aid Effectiveness to Infrastructure: A Comparative Study of East Asia and Sub-Saharan Africa -Vietnam Case Study-", in JBIC and JBIC Institute. *Aid Effectiveness to Infrastructure: A Comparative Study of East Asia and Sub-Saharan Africa-Case Studies of East Asia-*. JBICI Research Paper. No. 36-2.